

法人名		課税標準の分割に関する明細書(その1)				事業年度又は 連結事業年度		・ ・			
事業税 (法第72条の2第1項 第1号 第2号に掲げる事業) 第3号				道府県民税							
課 税 標 準 の 総 額	所得金額	年400万円以下の金額 ⑥	十億	百万	千	円	課 税 標 準 の 総 額	法人税法の規定によって計算した法人税額 ①	( ) 円		
		年400万円を超え年800万円以下の金額又は年400万円を超える金額 ⑦						試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額 ②			
		年800万円を超える金額 ⑧						還付法人税額等の控除額 ③			
		計 ⑥+⑦+⑧ ⑨						退職年金等積立金に係る法人税額 ④			
		軽減税率不適用法人の金額 ⑩						差引計 ①+②-③+④ ⑤	十億 百万 千 円		
		付加価値額 ⑪						000			
		資本金等の額 ⑫									
	収入金額 ⑬										
適用する事業税の分割基準			1. 従業者数		3. 事務所又は事業所数		5. 電線の電力の容量				
			2. 固定資産の価額		4. 軌道の延長キロメートル数						
事務所又は事業所		事業税							道府県民税		
名称及び所在地		分割課税標準額								分割基準 (単位=人)	分割課税標準額
		分割基準 (単位=)	年400万円以下の所得金額 ⑭	年400万円を超え年800万円以下の所得金額又は特別法人の年400万円を超える所得金額 ⑮	年800万円を超える所得金額又は軽減税率不適用法人の所得金額 ⑯	計 ⑭+⑮+⑯ ⑰	付加価値額 ⑱	資本金等の額 ⑲	収入金額 ⑳		
		( )	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
		( )									
		( )									
		( )									
		( )									
		( )									
		( )									
		( )									
合計											

※ 課税標準額のない法人についても、この明細書を提出してください。

※ 適用する分割基準が従業者数である場合、当該従業者には、役員のほか、アルバイト、パートタイマー等を含めてください。